

群馬大学医学部附属病院集中治療部呼吸サポートチーム専門委員会内規

平成22年12月1日制定

改正 平成26.4.1 平成26.8.1

(設置)

第1条 群馬大学医学部附属病院集中治療部規程第11条の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院集中治療部呼吸サポートチーム専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 専門委員会は、呼吸サポートチーム（以下「R S T (Respiratory Support Team)」という。）に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) R S Tの円滑な運営に関する事。
- (2) 人工呼吸管理に関する事。
- (3) 呼吸リハビリテーションに関する事。
- (4) 口腔内ケアに関する事。
- (5) 感染制御及び安全管理に関する事。
- (6) 呼吸管理に関連した諸記録の管理及び保管に関する事。
- (7) その他R S Tに関する事。

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 集中治療部長
- (2) 集中治療部医師 若干人
- (3) R S T活動に関わる内科系及び外科系診療科から選出された教員 若干人
- (4) 人工呼吸器等の保守点検の経験を3年以上有する臨床工学技士 1人
- (5) 呼吸器リハビリテーション等の経験を5年以上有する理学療法士 1人
- (6) 歯科口腔・顎顔面外科から選出された教員 若干人
- (7) 看護部から選出された看護師長 若干人
- (8) 人工呼吸管理及び呼吸ケアの経験を5年以上有し、かつ、呼吸ケアに係る適切な研修を修了した看護師 若干人
- (9) 医事課長
- (10) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任期)

第4条 前条第2号から第8号まで及び第10号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 専門委員会に委員長を置き、第3条第1号及び第2号の委員の互選により定める。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 専門委員会の事務は、医事課において処理する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、群馬大学医学部附属病院集中治療部運営委員会の議を経て、病院長が行う。

附 則

1 この内規は、平成22年12月1日から施行する。

2 この内規施行後、最初に委嘱される第3条第2号から第8号まで及び第10号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則  
この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則  
この内規は、平成26年8月1日から施行する。